

- (註19) 『富岡市史 近世・宗教編』による。(富岡市 平成三年)
- (註20) 『一之宮貫前神社調査報告書』所収(群馬県教育委員会 昭和五三年)より転載
- (註21) 藤岡市 飯塚寛三郎氏所蔵『諸国道中商人鑑』所収より転載

品目	寛政	明治十七年	明治十九年	明治四一
御神柱	三五尺	二六尺(桁迄)	二二尺(桁迄)	二四尺
通し柱	三五尺	三四尺五寸	二六尺	二六尺
柱	二六尺	二六尺	二〇尺	二〇尺
棟	二九尺	脱漏	一八尺	二一尺
桁棟木	三五尺(三本)	脱漏	十三尺(六本)	十三尺(四本)
梁	二五尺(三本)	一八尺(水梁)	十三尺(六本)	十三尺(二本)

(註18) 仮殿の規模は、左記変遷を経て今日まで至っており、現仮殿は明治四一年(一九〇八)の規模を踏襲している。

- (註16) 一之宮貫前神社所蔵
- (註17) 註8に同じ
- (註14) 『埼玉県立博物館紀要一二五』(埼玉県立博物館 平成十二年)
- (註15) 註8に同じ
- (註13) 『神道史研究』第四九卷第三号(神道史学会 平成十三年七月)
- (註12) 関越自動車道―新潟線―建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第11集『鳥羽遺跡G・H・I区』(群馬県埋蔵文化財調査事業団 一九八六)。この見解に関して三宅和朗氏は、『古代の神社と祭り』(吉川弘文館 平成十三年)のなかで「鳥羽「神殿」を遺構とする説にはとうてい、賛成する訳にはいかない」としている。

- (註11) 群馬県前橋市鳥羽町所在。日本道路公団の関越自動車道建設工事に伴い昭和53年から五八年にかけて、群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査。
- (註10) 『群馬県史資料集4』(昭和六三年 群馬県)による。
- (註9) 式内社 上野国二宮 群馬県勢多郡宮城村大字三夜沢鎮座
- (註8) 井上充夫『貫前神社の本殿と仮殿(前編)(後編)』(日本建築学会論報告集第二〇三号、同二〇四号 昭和四八年一月、同二月)
- (註7) 虎尾俊哉編『延喜式 上』(集英社 二〇〇〇年)
- (註6) 稲垣栄三編『古代の神社建築』(日本の美術No.81 至文堂 昭和四八年)
- (註5) 『神の社』・「山と社」(「村の祭と聖なるもの」)所収 中央公論社 昭和五五年)
- (註4) 宮地直一『王朝時代の社寺行政に関する一考察』(『神祇と国史』所収 古今書院)

- (註22) 『一之宮貫前神社調査報告書』所収(群馬県教育委員会 昭和五三年)より転載
- (註23) 註8に同じ
- (註24) 三重塔、観音堂等の建物があったが、明治維新後の廃仏毀釈で取り壊された。現在は敷地の一部に宝物館が建立されている。
- (註25) 御戸開祭の諸祭儀については別稿「上野国一宮貫前神社式年遷宮考(三)―遷座祭について―」の中で考察する予定。
- (註26) 拙稿『貫前神社の特殊神事』(「一之宮貫前神社調査報告書」群馬県教育委員会 昭和五三年)
- (註27) 栗田 寛『神祇志料附考』(皇朝秘笈刊行会 昭和二年)
- (註28) 註1に同じ
- (註29) 註8に同じ
- (註30) 同上

開祭は「借玉殿」、冬の御戸開祭は「専玉殿」の神事であったことが考えられる。即ち春の御戸開祭は専玉殿から借玉殿、冬は借玉殿から専玉殿への御神幸が斎行され、借玉殿の「鎮神事」は東の鎮塚で、専玉殿の「鎮神事」は北の鎮塚で斎行、御戸開祭と鎮神事いずれもが両殿との相関関係のもとに斎行されたと考えられる。

以上考察したとおり、御戸開祭の「お先祓いの儀」、「御衣」御神幸の両神事が、専玉殿、借玉殿の御神幸を今に伝える神事、また二つの鎮塚が両殿に密接に関係する神事とすれば、「借玉殿」は式年遷宮の為の「仮殿」ではあり得ない。『上野国交替実録帳』に見える貫前神社の「専玉殿・仮玉殿」なる二棟の建物は、神社で斎行されている御戸開神事から見ても、三項で考察した我が国の古社に見られるところ二棟並列の建物(本殿)、すなわち「専玉」、「仮玉」の呼称の異なる本殿の性格を持つ建物が二棟建立されていたといえる。

結 語

『実録帳』に見える貫前神社の「専玉殿」・「借玉殿」の両殿について考察を進めてきた。両殿の性格を明らかにするところの決定的な史料が無いため推論に終始したが、両殿が我が国の古社に見られる並列に建立された建物と考えられことを明らかにしたつもりである。従って「借玉殿」は、従来考えられていたところの式年により「専玉殿」を建て替える為に、神座を建て替える期間遷座させる仮の本殿ではない。両殿は、式年ごとに相互に造替されたか、或いは同時に造替されたものであろう。この場合、貫前神社の式年遷宮が古代においては三十年毎であったことを考えると前者の造替が妥当と考える。この造替は、『実録帳』に「採新材木不用舊材一枝」とあるので、旧玉殿の旧材は一切使用しないで新玉殿の造替が行われたものと考えられる。

恐らく三十年毎の式年遷宮は、両殿造替の期間が30年でなく、信濃国諏訪大社の十三年毎の式年遷宮造替が六年毎に両殿が交替する如く、十四年毎の交替で造替で行われたのではなからうか。この十四年が、三十年の式年遷宮が七年にさらに十三年に変化した原型と考えたい。

現行の貫前神社式年遷宮は、本殿の清掃、修理の為の遷宮であり、造替を伴

わない遷宮である。この形の遷宮は、現本殿建立地に本殿が建てられた時から始まったのであろう。それは徳川家康によつて社殿の造替が行われた天正十八(一五九〇)年以後、十三年毎の式年遷宮が始まったと推定される慶長元(一五九六)年からと考えられる。^(註28)

井上充夫氏は、現本殿は『実録帳』に見える「専玉殿」と以外に密接な関係が指摘し得るとしている。また仮殿については、「借玉殿」と寛政十二年の仮殿が極めて近い建物であり、同時に「専玉殿」に近いとしている。さらに同氏は、万寿二年の式年造替後ある時期までは、現在の本殿の場所に寛政の仮殿とほとんど同一の建物が建っていたとしている。^(註29)井上氏のいう「専玉殿」、「借玉殿」、現本殿、現仮殿がほとんど同一の建物であることを首肯できても、現本殿建立地が万寿二年の「専玉殿」建立地そのままとは首肯しがたい。地形と我が国の古社の例等からすれば、万寿二年の「専玉殿」建立地は旧観音堂跡と考えられる。

貫前神社式年遷宮は、三十年から七年、七年から十三年に変化する中で、頑なに「寅歳」、「申歳」を護った。同様に建物の造替も、本殿が清掃を行う為の式年遷宮に変化させたとき、併せて本殿の古態性を残すべく万寿二年造替の「専玉殿」、「借玉殿」と同規模の建物を「借玉殿」建立地に「仮殿」というで残したものと考える。この様に式年、本殿造替で古法を守った点では、井上充夫氏が指摘する如く、正に伊勢神宮の式年遷宮に匹敵するものがあるといえる。^(註30)

なお末筆であるが、本稿の執筆に際して貫前神社宮司三嶋 正氏、同神社称宜小林富士雄氏には、史料の拝見その他で種々御便宜、御指導をいただいた。銘記して感謝申し上げます。

註

(註1) 『上野国一之宮貫前神社式年遷宮考 (一)——式年の変遷について——』(梅澤重昭退官記念論文

集『考古聚英』所収 梅澤重明先生退官記念論文集 呼掛人代表外山和夫 二〇〇一年)

(註2) 長元三年(一〇三〇)頃書き記された上野国司交替の際の勘解由使の地方行政監察にかかる

不与解由状の草案とされている。

(註3) 『群馬県史資料編4』(昭和六三年 群馬県)による。

われているが、かつては神域中の清浄な地若しくは神殿的な施設に神離が設けられ、そこに貫前神を降臨させて齋行されていたと考えられる。四方拝の儀は「御衣」を中心にして鉾・大櫓が四方拝することに、その意義が求められる。即ち、「御衣」を四方から拝することにより、御衣、鉾・大櫓に神移しが行われる神事である。^(註26)

鉾・大櫓は四方拝終了後、「御先払いの儀」神事行列の先導として通常全く使用されない勅額鳥居から不明門を出て旧参道を進み、総門から石段を降りて楼門に入り拝殿へ昇る。拝殿では鉾・大櫓を便宜の場所へ置く。その後再び御供所へ戻り、今度は「御衣」が同じコースを歩む。この行列は「御先払いの儀」と称しているものの、実際は貫前神の神霊の御神幸を意味するものである。

遷宮当日の御戸開祭は通常と異なり不明門を出た後、通称「御女郎坂」を下り国道二五四号線の旧道を西進し、参道を北上して大鳥居を通り総門に至るルートの御神幸となる。このルートの内、御女郎坂は貫前神社の古い参道と考えられている。また西の参道も、参道沿いに古い道が残されている。下からその道を登り上がると西門付近に至るので、これまた古い道もしくは古い参道と考えられる。このことから、遷宮当日の御神幸ルートは古い形を留めており、御戸開祭の御神幸ルートも通常は本来このルートであり、現行の御神幸はそれが簡略化されたものと考えられる。

それでは何故にかかる御神幸が行われているのであろうか。恐らく御神幸が通常使用されない不明門を通ることは、この開門が年二回の御戸開祭のみであることを考えれば、開門に特別の意義が想定される。

御先祓いの儀の鉾・大櫓は、必ず不明門を通った。現行御先祓い儀は、不明門を通った後、総門を経て本殿に行く。このルートを踏まえば鉾・大櫓は、かつては不明門として春は西御門を、冬は東御門を通過したのではなかろうか。そして各々の御門の背後には、鉾・大櫓を納める建物、即ち如上からすれば東御門の背後に専玉殿、西御門の背後には借玉殿があったのではなかろうか。

現本殿は、神社西方の大桁山から東に舌状にのびる丘陵性台地の先端付近に、台地平坦部北斜面を造成、その上に南面して建てられている。現行の御神幸ルートは、現本殿が現鎮座地へ再建された時点、或いは式年遷宮が現行と同じ本殿

の清掃等に伴う式年遷宮に変化した時に不明門―総門を経ることになったのであろう。

「御先払いの儀」は、専玉殿・借玉殿において神移された鉾・大櫓・御衣が、御戸開祭当日のみ開門される御東門、西御門を通じて各玉殿へ神幸した貫前神社鎮座以来の御神幸の形を、時代が変化する中で今に伝えているものと考えられる。それが、現本殿、総門が現在地に建立された後、東、西御門はそのまましながらも、両門に変わる新たな門として不明門を設け、ここから総門を経る新ルートの御神幸の形に変化させたものと考えられる。

御戸開祭終了後四日目に重要な神事として、県立社会教育館の東にある鎮塚（東の鎮塚）では春の「鎮神事」が、また神社北麓の民家の傍らにある丸塚の跡（北の鎮塚）では冬の「鎮神事」が齋行される。

鎮神事は、一切口伝秘事となっている。このため如何なる神事が行われるのか審らかにされていない。その中で明治維新後に貫前神社の権宮司として奉仕した井上正香が、同神事について書き記したものである。口伝秘事の神事故公開をばかりたいが、^(註27)「神祇史料附考」に「旧権宮司井上正香記」として、その内容が掲載されているのでそれを記す。

同（二月）戊日鎮神事、十二月戊日ニモ之ヲ行フ。先梅枝ヲ以テ杖ヲ造リ、之ヲ久那斗ト名ヅク。祢宜以下六人、各二本ツツ之ヲ携、夜丑刻バカリニ、草履ワハキタルママ、拝殿ニテ神拝シ、階下ヲ下リ、各同音ニ根ノ国底ノ国ヘ鎮リマセト云ヒテ、社西ニユキ、同右ノ如ク唱エ、社北ニテモ同唱エ、社東ニテモ同ジク唱、各杖一本ツツ玉垣ノ内ヘ投入、ソレヨリ社ノ東南、松林ノウチナル鎮塚ト云ニイキ、同四方ニテ右ノ如ク唱エテ、杖一本ツツ投ゲオキ、ソレヨリ神主門前ニ行キテ右ノ如ク唱エテ、又杖一本ツツ投ズ。此夜社人ハ更ニモ云ハズ、里中ノ者神事ノハジマラン頃ヨリ、言ヲ発スルコトナシ、又コノ夜、右神事ヲ務メル者ニ逢ヘバ、必凶事アリト云テ、人々甚恐ル

このように鎮神事は、春、冬別々の鎮塚で齋行される。御戸開祭の鎮神事であれば一箇所のみで良いと思われるが、古来より二箇所で齋行されるということは「専玉殿」・「借玉殿」とあながち関係が全くないとは言い難く、春の御戸

絵図と真景には東御門、不明門（勅額門）、西御門が描かれている。先ず東御門を入ると三重塔、六角堂、鐘楼、薬師塔の建物が見える。これ等の建物は、明治維新時の神仏分離令により全て取り壊され、焼却された。

次に西御門を入つては、正面に山王宮（日枝神社）、右側の前に外宮、その後ろに内宮、西には二十二末社、大桜が見える。ここでは現在、日枝神社、内宮の位置は変化していないが、外宮は内宮の東に鎮座する。不明門は、東御門、西御門のうち、東御門の西約一五メートルに位置している。不明門を入ると、鳥居が描かれている。この鳥居は現在勅額鳥居とされている。勅額はかつて神社南方の田島の鳥居に掲げられていたとの伝承がある。現西御門と東御門との間は、距離にして約八二メートル、東御門、西御門から北への平坦地の長さは前者が二四メートル、後者が四十メートル程ある。

ところで『実録帳』にみえる専玉殿は、玉殿の外に玉垣が一廻り、その外に美津垣（瑞垣）が一廻りと鳥居があり、その外に大垣が一廻りしている。この大垣は、「長卅一丈四寸 廣八丈五寸」とあるので、約九〇メートル×二五メートルほどの規模となる。この規模の中に専玉殿が一棟のみ建てられていたとするのは納得し難く、両玉殿が建立されていたとするのが妥当と考える。

大垣の規模は、如上の東西の御門間の距離にほぼ匹敵する。この事よりすれば通称「蓬ヶ岡」の台地上にある東御門・西御門地域は、専玉殿・借玉殿の両殿建立可能な平坦部の面積を十分に有していたといえる。

現仮殿建立地は、古来のままと井上氏はしているが、当該地は西御門地域の平坦地であり、仮殿（本殿）が建立されても首肯出来る地である。ことと同規模の平坦地を同一台地に求めるとすれば、群馬県立社会教育会館に接して位置する旧観音堂跡―東御門を入った位置―が該当する。ここは東御門の地域である。

現仮殿建立地と旧観音堂跡は、約八〇メートルほど離れて東西に相対しており、既に触れているように各々に西御門、東御門がある。既述のように仮殿建立地は、西御門の南北の正中線上に建立される事を古来からの原則としている。仮殿建立の原則からすれば、観音堂跡の東御門の南北の正中線上に本殿に該当する建物が建立されていたとしても不思議ではない。その場合建立された建物は、専

玉殿しか考えられない。

『実録帳』には、中門、南大門の事が記されている。その他の門が記されていないので、借玉・専玉の両殿は、南を正面として建立されていたものと考えられる。現本殿は未申の方向に面して建立されているので、仮殿の方向と異なる。この事は建物の方向からしても、両玉殿の建立地が現行の本殿地を否定し、如上の日枝神社前と旧観音堂跡を首肯する証となるものと考ええる。

如上に考察したとおり仮殿建立地、蓬ヶ岡の地形からしても、貫前神社は我が国の古社に見られるが如く東西に相並んだ本殿、即ち東御門付近に専玉殿、西御門付近に借玉殿が建立され、式年遷宮が行われた事がいえる。

五、御戸開祭と専玉殿・借玉殿の両殿

貫前神社の一大祭典として、春、冬の両度に斎行される「御戸開祭」の神事がある。御戸開祭は、春は三月（旧暦は2月）、冬は十二月（旧暦は十一月）に斎行されている。神事は主に

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 一 注連張神事 | 二 川瀬神事 | 三 鹿占神事 |
| 四 神機織神事 | 五 御戸開神事 | 六 鎮神事 |

を経て斎行される。^(註25) いずれも貫前神社にとって、また我が国の祭祀を研究する上で重要な神事と考える。

春の御戸開神事は、年の始めに際して地域の農作物の豊穰を祈る祈年祭の意義を、冬の御戸開神事は農作物の収穫を神に感謝すると共に、貫前神が神供されたものを親しく聞し食す新嘗祭の性格を有する神事と考えられる。各神事の内、五の御戸開神事は

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 一 御衣四方拝 | 二 御先払いの儀 | 三 手水の儀 |
| 四 御戸開 | 五 神饌 | 六 オケホケの儀 |

の神事が行われる。本題に関連するのは、一連の神事の内「御衣四方拝」と「御先払いの儀」である。

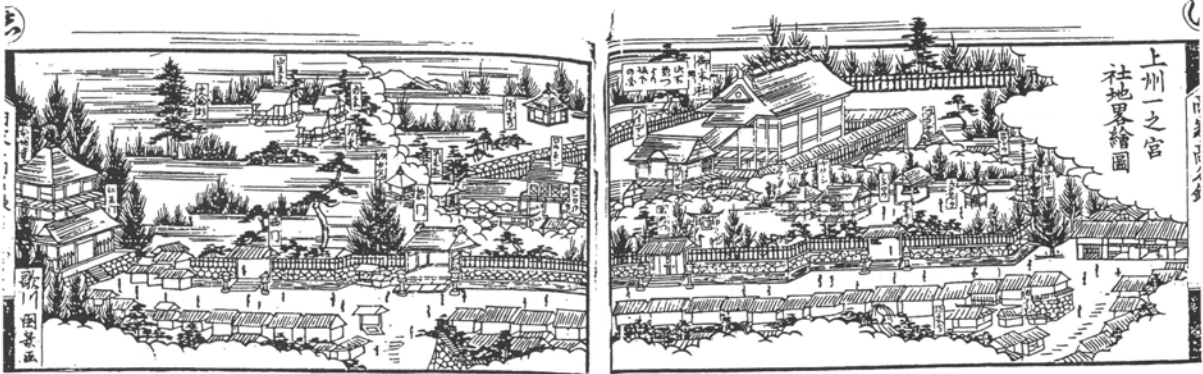
御衣四方拝は、案上に置かれた「御衣」を中心に鉾を所持する神官一名、大櫛（神機織神事で織られた荒妙がかけられる）を所持する神官二名が、時計の針の廻る方向に東、南、西、北と四方拝する神事である。明治以来御供所で行



写真1 平成4年式年遷宮仮殿

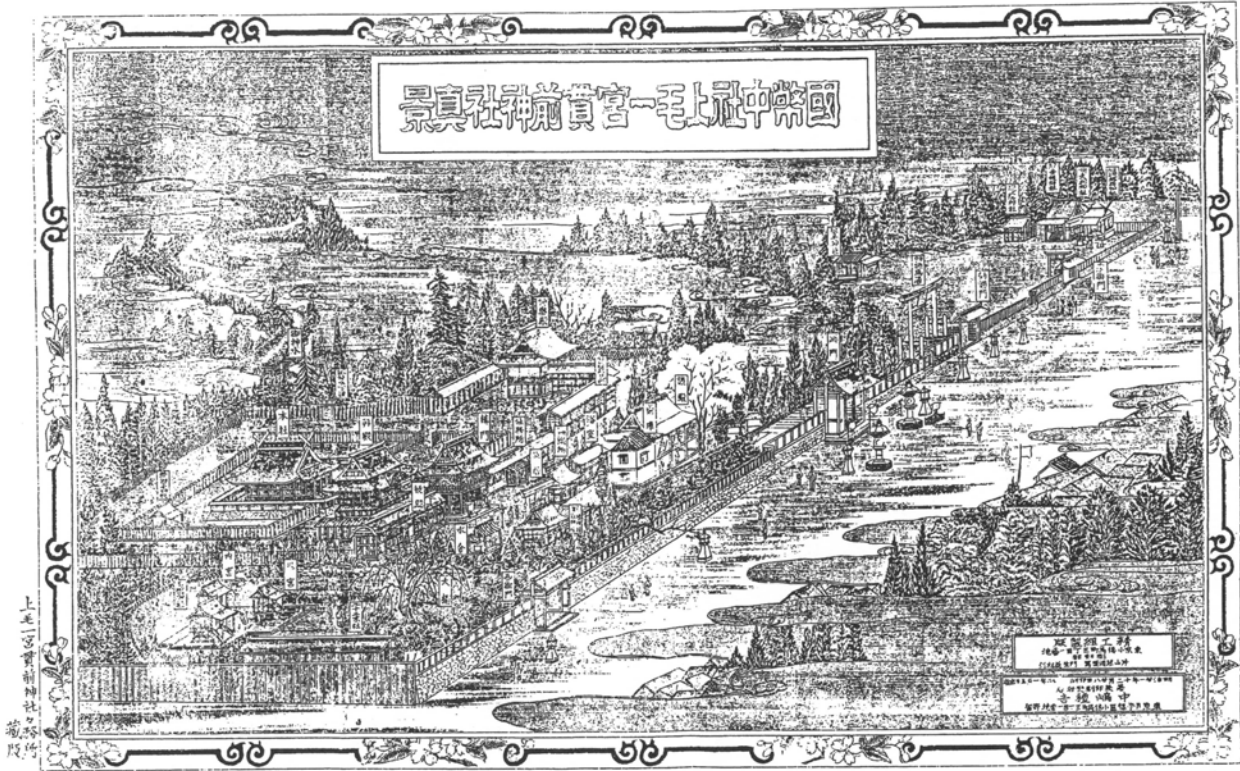


写真2 仮殿建立地



文政8年 上州一之宮社地畧繪圖 (諸国道中商人鑑より) (藤岡市 飯塚寛三郎家蔵)

図3 上州一之宮社地略絵図



勢多郡大胡町磯越 松村宗司氏蔵

図4 国幣中社上毛一宮貫前神社真景

昭和五十一年三月測量

群馬県教育委員会
毛測量株式会社調製

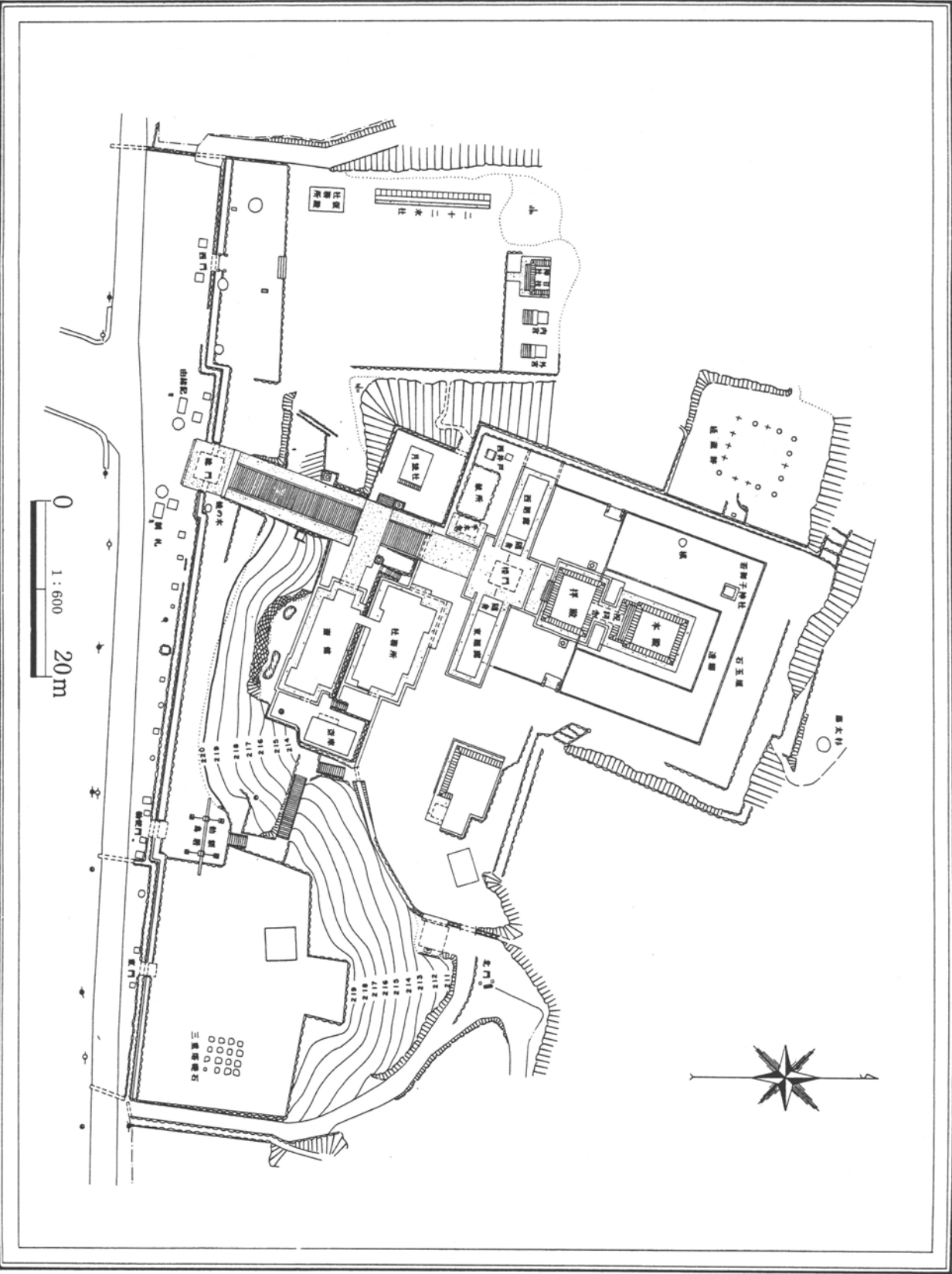


図2 實前神社社域測量図

一 地ふく

と記されている全体の寸法、部材の数量、仮殿の平面図(図一参照 貫前神社所蔵)等と『実録帳』に見える「借玉殿」の比較を詳細に行い^(註17)

①貫前神社の社殿は、三十年毎に造替を行うのが慣例であると記しているから、少なくともそのたび毎に仮殿が建てられ、遷宮が行われていたであろうことは疑いはない。

②寛政十二年の「御仮殿諸用」により仮殿を復元してみると、万寿二年造営の借殿にきわめて近い。各部材は万寿二年のものよりやや太く、両妻の柱が首に変わっている点以外は棟持柱、棟木がともに三丈五尺である事をはじめとして、規模、形態ともほとんど同じといってよい。

③万寿造営の仮殿に近いということは、同時に万寿造営の本殿に近いという事である。なぜなら万寿造営の本殿と仮殿とは、棟持柱の数や部材の太さがちがうだけで、規模は全く同じだったからである。

④万寿以後ある時期までは、現在の本殿の場所に寛政の仮殿とほとんど同一の建物が建っていた。

⑤万寿二年造営の仮殿と寛政十二年造営の仮殿は八〇〇年の年代を距てているにもかかわらず、実際にほとんど変化していないのである。元禄十年の『口上之覚』に「往古鎮座より以来旧例之古法御座候間、今に於て断続なく致し来り候」とあるのは、決して単なる修辭でない事がわかる。このように古法を守つて来た点では、伊勢両宮や大嘗宮にも匹敵するといえよう。

と論じ、仮殿は借玉殿に規模、形態も同じとした。^(註18)

しかし井上氏が言うようにに規模、形態が同じである事は首肯できても、借玉殿(仮殿)が遷宮を齎行するための「仮」の本殿であることについては首肯しがたい。

井上氏は万寿以後ある時期までは、現本殿の場所に寛政の仮殿とほとんど同一の建物が建立されていたとしている。しかし現本殿の鎮座する位置は、通常の神社建築から見れば極めて不可解な地形に建てられている。

今その地形を見ると、現本殿は神社西方の大桁山から東に舌状にのびる丘陵性台地の先端に近い北斜面を造成した上に南面して建てられている。林羅山の『上野国一宮鐘銘併序』^(註19)によると、貫前神社は徳川家康により神宮寺の諸堂までに及ぶ大がかりな造成工事が慶長年間(慶長八年、一六〇三年頃か)に行われている。この造成工事を経て慶長九年(一六〇四)に再び徳川家康になって本殿が、その三十年後の寛永十二年(一六三五)には徳川家光によって現本殿が建立された。造成工事が行われた事実からすれば、果たして現本殿位置が古来のままなのか甚だ疑問を持たざるを得なく十分な検討を必要とする。

そこで再度現貫前神社を見ると、現神社は総門から本殿に至る参道が下り参道となっている。その結果南向きに建立された現本殿は、北下より南上方の総門を望む形となっている。これをもって貫前神社本殿建立の特異性を指摘する考えもあるが、現本殿はともかく、かかる造成地に鎮座当初から本殿が鎮座していたとは考え難い。仮に現本殿が古来のままの鎮座地としても、仮殿を建立するのに可能なスペースは、同一造成地に十分ある事を指摘しておく。

一方遷宮の現仮殿建立地(写真二参照)は、鎮座当初の地形がほとんど変化していない現本殿の南西の台地上である。ここは現本殿の地形と異なり神社建立に十分かなった地である。原則として現仮殿は、この平坦地に鎮座する摂社日枝神社の石垣から南へ二十尺ほど離し、南端が西門のちょうど真正面に来るように建立される^(註20)(図二参照)。社伝では、古来この原則が変化していないという。

かかる平坦地に仮殿が建立されるという事は、わざわざ一段下がって造成された平坦地に本殿を建立するのでなく、同一台地上に建立しても良いであろう。果たしてそのような平坦地が、本台地上にあるか否かである。

通称「蓬ヶ岡」と称されている本台地は、平坦地が以外と広い。現状の平坦地は、近世に貫前神社の門前町が出来たことにより住宅化されているが、古代においては専玉殿・借玉殿の二棟の本殿建立が十分可能な広さを有していた。そこで、それを確かめるために文政八(一八二五)年の『上州一之宮社地略絵図』^(註21)

(図三)と明治二一(一八九〇)年の『国幣中社上毛一宮貫前神社真景』^(註22)(図四)を見ることにする。

一	桁棟木	貳尺五寸廻り	三本
一	佐す	貳尺廻り	八本
一	また木	長サ 壹丈三尺	八本
一	柱	貳尺廻り 長サ 壹丈五尺	九本
一	梁	貳尺五寸廻り 壹丈六尺五寸	四本
一	桁棟木	尺五寸廻り 長サ 貳丈六尺	三本
一	さす	長サ 八尺	
一	外	五尺廻り 御戸通	壹本
一	御弓木	貳尺廻り 長サ 壹丈八尺五寸	貳本
一	立柱	貳尺五寸廻り	
一	満くさ	一丈五尺	壹本

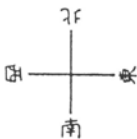
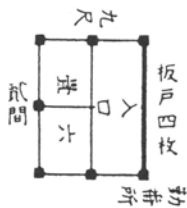
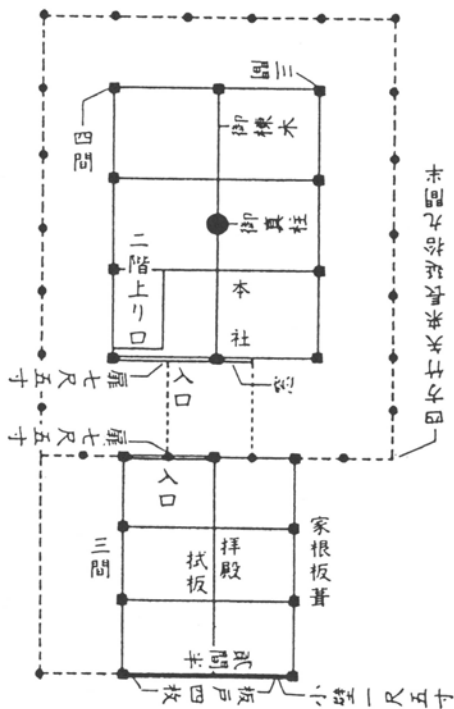
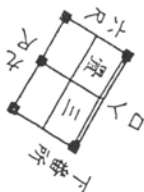


図1 仮殿遷宮祭の図

4 埼玉県上野遺跡

東西二四、五[㊦]、南北二五[㊦]の菱形の柱穴列に区画された中に南北に並列する建物二棟がある。八世紀代の遺構と考えられている。遺跡周辺には、祭祀遺跡が点在し、律令期の寺院や官衙的な建物群などの遺跡が集中している。本遺跡については、宮本氏も取りあげている。

5 滋賀県内野遺跡

Q地点の推定一辺四五[㊦]の区画柵列の北東コーナー付近に、一間×一間の小型の建物二棟が確認されている。周辺の状況から神社遺構の可能性が指摘されている。

6 群馬県入谷遺跡（参考遺跡）

一辺一八〇[㊦]の区画を幅二[㊦]の溝が区画し、その内部に基壇建物二棟が区画内の中央やや北より九十[㊦]の間隔を置いて、東西に並列している。建物は、五間×三間の総柱である。大量の瓦が出土しているため新田駅の駅屋の付属蔵院と推定されているが、何らかの信仰関連の遺跡の可能性がある。

如上の遺跡例が、確たる神社遺構であるという証はない。しかし各遺跡は、区画された中に同規模の建物が並列して建てられており、しかも祭祀遺物を伴うものもある。今後十分な検討を要するが、弥生・古墳時代或いは八、九世紀頃に二社並列の建物遺構があることは、我が国の古社と同様な二社並列の建物を有した神社が存したことを示してくれる。

今後さらに類例を求め十分な考証を行う必要があるが、考古学の遺構からしても二棟並列の神殿的な建物が建立されていた例があり、貫前神社専玉殿・借玉殿の両殿が並列して建立されていた可能性は十分にあるといえる。

五、借玉殿と現行の仮殿

三、四項では借玉殿・専玉殿の両殿が、我が国の古社に見える一対或いは東西に並列をなしている本殿の性格の建物に共通性があり、しかも考古学の遺構にもそれがあることを指摘した。しかしこの指摘について借玉殿は、専玉殿の仮殿であるとの井上充夫氏の異論がある。

井上氏は「貫前神社の本殿と仮殿^(註15)」の論文で、現行の仮殿建設の基準となっている寛政十二年（一八〇〇）の『御仮殿諸用之^(註16)』に

御本社

御二階高壹丈 二重御二階九尺 四尺二式尺之棚有之

地入事六尺

御拝殿

地入三尺 高サ 壹丈式尺

御本社御材木

一 御神社柱 四尺五寸廻り

長サ 三丈五尺 壹本

一 立通し 右同 式本

一 柱 三尺五寸廻り 長サ 式丈六尺 八本

一 梁 三尺五寸廻り 長サ 式丈九尺 壹本

一 棟引 四尺五寸

長サ 式丈九尺 壹本

に仮殿の記載がないことに疑問を持たざるをえない。

さらに貫前神社の記載を見ると、借玉殿は借玉殿のみであるのに対し、専玉殿は専玉殿の他に鳥居、垣、その他の建物を記している。これは万寿二年の造替が専玉殿を対象としたもので、この年の式年遷宮は借玉殿から専玉殿への遷宮であった事が考えられる。

仮に両殿が同時に造替されたとしても、上賀茂神社の如く本殿・権殿の二棟の建物が同時に造営され遷宮が行われている事例と、諏訪大社上社式年遷宮の事例があるので、貫前神社の専玉殿・借玉殿両殿も、上賀茂神社・諏訪大社と同形態であった可能性を考えねばならない。

いずれにしても『実録帳』に見える貫前神社の専玉殿・借玉殿二棟の建物は

専玉殿＝本殿

借玉殿＝仮殿（仮本殿）

として式年遷宮が斎行されたと単純には言い難く、呼称の異なる建物即ち本殿で、我が国の古社に見えるところの両殿が一对、もしくは東西に並列して三十二年毎に造替、遷宮が斎行されていた事を考えねばならぬのである。

四、遺構から見た二棟並列の建物

前項では古社の中に、東西或いは南北に並列して建てられた本殿的性格の建物がある事を明らかにした。そこで考古学上で、かかる遺構があるか否かを次に考察したい。

近年は公共及び民間の開発事業等により、全国的に大規模な埋蔵文化財の発掘調査が行われている。それによって神社状・神社的な、或いは祭殿的な建物の遺構の調査例が見受けられ、指摘されている。その端緒となったのは、群馬県前橋市鳥羽町で調査された鳥羽遺跡^(註11)である。

鳥羽遺跡は、上野国府の南西端に位置する。ここより、八世紀中頃から九世紀の時期に相当する溝に囲まれた東向きの掘立柱建物跡が発見され神社遺構とされた^(註12)。残念ながら鳥羽遺跡の神社遺構は、一棟であった。しかしこれを契機にして、以後各地で神社遺構の調査例が報告されている。

例えば宮本長二郎氏は、平成十三年度の神道史学会講演『伊勢神宮本殿形式

の成立^(註13)』にて区画された中に東西或いは南北に二棟並列した建物例について、

弥生時代後期には二棟並びの祭殿が発生したとして福岡県の平塚川添遺跡、滋賀県の伊勢・大洲遺跡、針江川北遺跡の例をあげている。如上の遺跡が神社に該当するか否かは検討を要する面もあるが、既にこの時代に祭殿的な建物として二棟並列の建物があるのは注目される。宮本氏は古墳時代以後の例としても同講演で大分県の小迫辻原遺跡、大阪府の尺度遺跡、静岡県の大平遺跡、三重県の高茶屋大垣内遺跡等をあげている。

また井上尚明氏は『考古学から見た古代の神社^(註14)』にて、神社と指摘された遺構及びこれに類似した遺構の事例を取り上げている。この事例の中に、二棟並列の神殿的な建物が存在した遺構が、次の遺跡で確認される。

1 千葉県萩生道遺跡

上総国の市原郡と山辺郡の境に位置する遺跡。四二^{メートル}×三〇^{メートル}の区画溝の中に、四間×二間の建物に四面底状の垣をめぐらした南面した八世紀代の建物が、東西に並列して建てられている。神社関連遺構と見られている。

2 滋賀県十里遺跡

一辺二十^{メートル}程の区画溝の南側に、三間×二間の建物の内側に一間×一間の柱穴を持つ二重構造的な建物二棟が並んでいる。区画している溝等からは、斎串・剣形・刀形等の祭祀具が五十点以上出土している。祭祀に係る建物と想定されている。

3 新潟県下国府遺跡

佐渡国分寺の南にある遺跡である。三四^{メートル}×三七^{メートル}と一辺二五^{メートル}の二重の方形区画溝の中に、三間×二間の建物二棟が並列して建てられている。九世紀代の建物跡である。国府関連の館舎とする説もある。本遺跡については、宮本氏も取りあげている。

四つの本殿が西面して建てられている。その配置は、奥（東）より第一本宮、第二本宮、第三本宮の順で縦に並んで建てられ、第四本宮が第三本宮の南に並列して建てられている。

原田敏明氏の指摘のとおり、我が国の古社には明らかに一対、或いは左右、東西、南北に相並ぶ建物を有する例がある。これ等の例がすべて古墳・奈良時代まで溯り得るという確たる証はない。しかし何れもが式内社であり、創建・鎮座の年代が相当古くまで溯る古社であることを踏まえれば、原田氏が指摘したとおり各々の神社が、古い昔の祭り方に起源がある建物を有していることは十分に考えられる。

そこで如上に掲げた神社と貫前神社を比較して見ると、貫前神社の借玉殿・専玉殿の両殿は、

1 広さは借玉殿三丈、専玉殿二丈と異なるが、長さは三丈五尺と同一。

2 借玉殿、専玉殿を除いては、他に崇拜の対象となる建物はない。

が指摘できる。

前者は両殿の長さが「三丈五尺」と同一であることを考えれば、専玉殿の長さ二丈は「三丈」の誤記（或いはその逆）と見られ、両殿の建物は全く同一の建物となる。

これに関しては少々長い引用になるが、井上充夫氏も『貫前神社の本殿と仮殿』の^(註8)研究で

まず仮殿と本殿の規模についてみると、両者とも丈尺で大きさを示している。このように丈尺寸法によって建物の規模を表すことは、奈良時代から平安時代前期ごろまでひろく行われていたところであるが、その場合の「長」及び「広」とは一般に、建物の本体の大きさである。ところがこの仮殿の「長三丈五尺」の場合、あとの記載をみると棟の長さも三五尺となっている。しかし棟木は当然建物本体より長くなければならないから、この場合の「長」

は建物の本体の長さを示したのではなく棟木の寸法をそのまま転載した物にすぎないことがわかる。（中略）本殿の規模についても、その長さと高さは仮殿と同寸法で、それらの数字の性質についても仮殿の場合と全く同じことがいえるであろう。ただ「広二丈」となっている点が仮殿と異なるが、これは「広三丈」の誤写と思われる。なぜなら一般に、臨時施設である仮殿よりも恒久的な本殿のほうが小さいということは奇怪である云々と論じ、誤写としている。

後者は前述しているが如く、本殿なる名称の建物が国内の他の神社では本殿と見られるので、貫前神社の場合も本殿として大過ないと考える。

本殿の性格を持つ借玉殿・専玉殿両殿の規模が同一である事は、如上の古社の建物等と共通性が見いだせる。また両殿が同規模であるということは、平安時代或いはそれ以前に造替に伴う遷座の為に、本殿（専玉殿）と同規模の仮殿（借玉殿）が建てられたのか疑問を持たざるを得ない。

貫前神社に次いで神威の高かった上野国二宮赤城神社は、貫前神社式年造替二年後の万寿四（一〇二七）年に大修造が行われている。『実録帳』には、修造された建物のことが

正一位 赤城明神社

御玉殿一字 御美豆垣一廻板 玉垣一廻

御向殿一字 御帛殿一字 大門一字

鳥居 荒垣一前東 館屋一字

西

陪從屋一字 廚屋一字

件社七年一度有造作之例、當任万壽四年

相當□大修造之年、仍皆新所修造也

と記されている。^(註10)

赤城神社は七年一度の式年造替の年に大修造が行われたのにも関わらず、御玉殿（本殿）の建物は記されているが、大修造による遷宮の為の建物（仮殿）は記されていない。これは貫前神社が万寿二年、赤城神社が万寿四年の式年である事を考えると、『実録帳』がいくら草案といえども赤城神社の式年の大修造

4 賀茂別雷神社 山城国(京都市) 式内社

二棟の同形同大の本殿が、南面して東西に並んで建立されている。西の本殿は、権殿と呼ばれている。

5 日前・国懸神宮 紀伊国(和歌山県) 式内社

南向きの本社二棟が、東西にある。東の本殿が「国懸神宮」、西の本殿が「日前神宮」である。

6 伊勢神宮 伊勢国(三重県)

内宮、外宮共に正殿を中心にして東宝殿、西宝殿が二対になって建てられている。

である。参考までに4の賀茂別雷神社(上賀茂)の造替・遷宮は、嘉元三年(一三〇五)の造替遷宮記録^(註6)によると、下記順序で行われている。

①まず本殿の西に並列している権殿を取り壊して、その跡に新しい権殿を建てる。

②この工事と並行して、本殿の前の空き地に新しい本殿を組み立てる工事が進行する。

③新しい本殿と権殿が完成したときは、三棟の同形式の建築が建つことになる。

④遷宮の前日・本殿内の御神体を新権殿に移す(仮遷宮)。

⑤次に、本殿を取り壊し、その跡に、既に完成している新本殿を綱で引いて移す。

⑥新本殿、新権殿が正しい位置に並立し終わって後、新権殿内の御神体を新本殿に移す(正遷宮)。

かかる遷宮は、下記に記す賀茂御祖神社(下賀茂)にはない。またこの様な造替・遷宮の例は、他の神社では見受けられない。しかし並列した二棟の建物

の造替・遷宮の実例が存した事を証する上で、賀茂別雷神社は貴重な存在である。

原田敏明氏が如上で指摘する以外にも、管見に及んだものの例として次の古社において本殿が並列、或いは対をなして建てられている。

7 阿蘇神社 肥後国(熊本県) 式内社

東向きの本殿が、南北に並列して建てられている。南の本殿を「一の本殿」、北を「二の本殿」と称している。

8 建部神社 近江国(滋賀県) 式内社

南向きの本殿が、東西に並列して建てられている。東が本殿で、西は「権殿」と称している。

9 賀茂御祖神社 山城国(京都市) 式内社

南向きの本殿が、東西に並列して建てられている。各々は東本殿、西本殿と称している。

10 龍田神社 大和国(奈良県) 式内社

東向きの本殿が、南北に並列して建てられている。

11 大物忌神社 出羽国(山形県) 式内社

南向きの本殿が、東西に並列して建てられている。東が本殿で、西は月山神社と称している。

12 石上神宮 大和国(奈良県)

『延喜式』卷三の「臨時祭」に正殿と伴殿・佐伯殿の存したことが見える^(註7)。

13 住吉大社 摂津国(大阪府)

南大門壹字

四面鳥居 各有額

御幣殿壹字 向殿壹字 館屋壹字

舞殿壹字 陪從屋壹字

厨屋壹字

件社、卅年一度新所造替^{〔有〕之例、而當任相當〔造修造〕}仍「新」所「新」造立也

^{〔註3〕}と記されている。如上の史料は、註1の論文でも触れた。史料にて理解される如く、万寿二年頃の貫前神社社殿は壮大であった。種々ある建物の中で、現貫前神社社殿の名称に見えない、しかも名称が異なる「借玉殿」・「專玉殿」二棟の「玉殿」が注意を引く。

残念ながら玉殿二棟の読み方は不詳である。宮地直一博士は、「借玉殿」の「借」は「仮」で、「仮の意」^{〔註4〕}としている。「仮」とすれば、「仮玉殿」即ち「カリタマデン」と称するのであろうか。「仮」であれば、『実録帳』に見える上野国内十二神社の建物の名称に「玉殿」なるものが見え、それが各々の神社本殿に相当すると考えられるので、「借玉殿」は「借本殿」即ち「仮本殿」となる。「仮本殿」であれば、この建物は十三年毎の式年遷宮に建立される「仮殿」に相当、一般の神社で広く行われている仮殿遷宮、正遷宮に同じとなる。「專玉殿」については、宮地博士は言及していない。「專玉殿」は第一の「本殿」或いは「正殿」の意なのであろうか。

両殿が如何なる建物かは名称の異なる「本殿」的性格を有する建物以外、現時点では不明とせざるを得ない。そこで両殿は名称の異なる別々の建物なのか、それとも專玉殿は「本殿」で、仮玉殿は造替を行う際の仮遷宮の為の「仮本殿」即ち「仮殿」なのかを明らかにするため、まずは古社からそれを探って見る事にする。

三、古社に見える本殿的性格の建物

古社の中には、貫前神社と同様な二棟の建物を有する例がある。原田敏明氏の『神のやしろ』と『山と社』^{〔註5〕}で、それを見る。

1 大神神社 大和国（奈良県） 式内社

三輪山を神体山と仰ぎ奉る。拝殿の前にある三輪鳥居の内が神体山という事になっているが、その鳥居の内に向かって左に小さい校倉造の神庫がある。かつては同じ形のものが反対の向かって右側にもあり、両者一対の形をなしていた。もともとは同じ性格の神庫であったと考えられる。

2 熱田神宮 尾張国（愛知県） 式内社

古くは正殿と土用殿というのが、いずれも校倉造で左右に相並び、その中央の正面に拝殿に当たるものがあり、その正中の門を海蔵門といった。もともと正殿と土用殿は、一対となっていたとしなければならぬ。

3 諏訪大社 信濃国（長野県） 式内社

上社の本宮についてみると、ここでも拝殿はあっても神殿はない。山が神体山であるとしても、その方向に向かって拝することにはなっていない。それにもまして、ここでは東西の両宝殿が重要な物のように思える。この両殿については、十三年に一度の造営がある。それも両殿が交替であるから、六年に一度は造営があることになる。両殿は交互にその一方が正殿、他方が権殿とされている（なお式年造替は、新殿の脇に旧殿は遷宮後そのまま七年間存地され、式年に至って造替される）。諏訪下社の場合にも、その春宮、秋宮のいずれにおいても同様な事が言えるのである（春宮、秋宮のいずれも瑞垣の中に東、西の宝殿が並び建つ。一方が正殿、一方が権殿で式年造替がある）。

原田氏は上記三社の他にも、京都の賀茂別雷神社、和歌山県の日前・国懸神宮、三重県の伊勢神宮等を一層究明すべきものがあるとしている。それは

立板卅五枚高一丈 廣八寸 厚二寸 貫板百廿枚長一丈 廣五寸 厚一寸五分
鳥居一基 高一丈二尺
柱二本 口徑一尺 筭木一枝 長一丈五尺 口徑一尺
飛貫二枚 長一丈 廣五寸 厚二寸
大垣一廻
長卅一丈四寸 廣八丈五寸
板五百七十五枚
立板五百卅枚高一丈 廣八寸 厚二寸 貫板卅五枚長各一丈 廣五寸 厚一寸五分
荒垣一廻 長四百九十一丈 高一丈
板五百七十四枚
立板百八十五枚廣各八寸 厚二寸 貫板卅五枚長各一丈 廣五寸 厚一寸五分
荒垣一廻 長四百九十丈 高一丈
板五百七十四枚
立板百八十五枚廣各八寸 厚二寸 貫板三百八十九枚長各一丈 廣五寸 厚一寸五分
從鳥居以西二百卅五丈
板二百廿九枚
立板八十九枚高一丈 廣八寸 厚二寸 貫板百卅九枚長一丈 廣五寸 厚一寸五分
從鳥居以東二百卅五丈
板三百卅五枚
立板九十六枚高一丈 廣八寸 厚二寸 貫板二百卅九枚長一丈 廣二尺五寸 厚一寸五分
中門一字
柱十本
大柱六本 長一尺三寸 口徑一尺二寸 小柱四本 長一丈 口徑八寸
棟一枝 長一丈五尺 厚五寸 間二具 長六尺五寸 地逆四枝 二枝 長一丈六尺 厚五寸 廣六寸

橡廿六枝 長一丈五尺 口徑二寸 長桁二枝 長一丈六尺 廣二寸
妻桁二枝 長二丈三尺五寸 厚四寸
唐差二枝 長四尺五寸 博風板四板 長一丈 廣三寸 厚六寸
南大門一字
柱六本 長一丈二尺五寸 口徑一尺二寸 棟一枝 長一丈六尺 廣一尺 間一具 長八尺 廣二尺
橡廿 口徑二寸 長桁二枝 長一丈五尺 厚五寸
妻桁二枝 長一丈二尺 厚四寸 唐差八枝 五七尺
杙木四枝 長五尺 廣三寸 厚一寸
博風板四枝 長一丈 六寸 經木四枝 長五尺 廣三寸 厚五寸
四面鳥居 高各有額
柱各二本 口徑一尺 筭木一枝 長一丈五尺 口徑一尺 飛貫各二枝 長一丈 廣一尺 厚一寸
件社、爲前例以卅年爲限有造替之「愛」任之内〔年也〕 〔事、當〕 〔去カ〕
萬壽「二」年相當件改造之事、因茲始從玉殿迄于〔歸カ〕
垣、採新材木不用舊材〔悉以造立〕 神威如在殊致其勤
また卷二十の紙背に
鳥居壹基 高壹丈貳尺
大垣壹廻 長參拾壹丈肆寸 廣捌丈伍寸
「鳥居壹基 高壹丈貳尺」
荒垣壹廻 長肆佰玖拾丈 壹丈
鳥居壹基 高壹丈貳尺
從鳥居以西〔武カ〕 肆拾伍丈
從鳥居以東貳佰肆拾伍丈

上野国一之宮貫前神社式年遷宮考(二)

—— 造替の建物について ——

神保侑史

一、はじめに

富岡市一ノ宮に鎮座する式内社の貫前神社は、平成十六年に十三年毎の申歳に斎行する式年遷宮を迎える。貫前神社の式年遷宮は、古代三十年、中世七年、近世以後は十三年の変遷を見た。その変遷は頑なに「寅歳」、「申歳」に斎行する原則が護られて来ている。

この事に関して私は、既に梅澤重昭氏の群馬大学教授退官記念論文集^(註1)で考察しておいた。その際、紙幅の都合もあり同時に考察したかった造替の対象となる建物について考察することができなかった。そこで改めて、表題について考察することにする。

二、万寿二(一〇二五)年の造替

九条家本『延喜式』卷十六、二十、三十一、三八の紙背文書に含まれる『上野国交替実録帳』^(註2)(以下『実録帳』と称す)には、貫前神社が三十年毎の式年造替を行っていた事と、造替される建物群が

甘樂郡

『正一位』^(ママ)
勲十二等拔鋒大明神社

借玉殿一字

長三丈五尺 廣三丈 高三丈五尺

柱十四本

棟柱四本 三本各三丈五尺 口徑一尺
一本二丈八尺 口徑一尺
檐柱十本 長各二丈八尺 口徑一尺

棟一枝 長三丈五尺

椽七十枝 長二丈 口徑三寸

專玉殿一字

長三丈五尺 廣二丈 高三丈五尺

柱十四本

棟柱四本 長三丈五尺 口徑二尺一寸 檐柱十本 長二丈八尺 口徑二尺

棟一枝 長二丈五尺 枇木四枝 五八尺 廣一尺二寸 厚三寸

鯉木八枝 長八尺 厚一尺三寸 廣一尺五寸

玉垣一廻

長十五丈 高一丈

板二百卅九枚

立板二百卅枚 長二丈 廣八寸 貫板九十枚 長一丈 厚一寸五分 廣五寸

美津垣一廻

立板百六十五枚